

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十三の二 (略)</p> <p>十四 有価証券届出書 法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。</p> <p>十四の二～十五の二 (略)</p> <p>十六 届出仮目論見書 法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。</p> <p>十六の二～十七の四 (略)</p> <p>十八 有価証券報告書 法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。</p> <p>十八の二 外国会社報告書 法第二十四条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社報告書をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十三の二 (略)</p> <p>十四 有価証券届出書 法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によるものをいう。</p> <p>十四の二～十五の二 (略)</p> <p>十六 届出仮目論見書 法第十三条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。</p> <p>十六の二～十七の四 (略)</p> <p>十八 有価証券報告書 法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。</p> <p>(新設)</p>

十八の三 (略)

十八の四 外国会社確認書 法第二十四条の四の二第六項(法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社確認書をいう。

十八の五 (略)

十八の六 外国会社四半期報告書 法第二十四条の四の七第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する外国会社四半期報告書をいう。

十九・十九の二 (略)

十九の三 外国会社半期報告書 法第二十四条の五第七項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する外国会社半期報告書をいう。

二十〇三十一 (略)

(外国会社の代理人)

第七条 (略)

2 (略)

3 外国会社は、次に掲げる書類を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。

十八の二 (略)

(新設)

十八の三 (略)

(新設)

十九・十九の二 (略)

(新設)

二十〇三十一 (略)

(外国会社の代理人)

第七条 (略)

2 (略)

3 外国会社は、法第二十四条第一項若しくは第三項の規定による有価証券報告書、法第二十四条の四の二第一項若しくは第二項の規定による確認書、法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書、法第二十四条の五第一項の規定による半期報

- 一 法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第三項の規定による有価証券報告書
- 二 法第二十四条第八項の規定による外国会社報告書
- 三 法第二十四条の四の二第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確認書
- 四 法第二十四条の四の二第六項において準用する法第二十四条第八項の規定による外国会社確認書
- 五 法第二十四条の四の七第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書
- 六 法第二十四条の四の七第六項の規定による外国会社四半期報告書
- 七 法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書
- 八 法第二十四条の五第四項の規定による臨時報告書
- 九 法第二十四条の五第七項の規定による外国会社半期報告書
- 十 前各号に掲げる書類の訂正に係る書類
- 十一 令第四条第一項の規定による承認申請書

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

第十四条の十六 （略）

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

- 一・二 （略）

告書、同条第四項の規定による臨時報告書又は令第四条第一項の規定による承認申請書を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、これらの書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するものを定めなければならない。

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

第十四条の十六 （略）

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

- 一・二 （略）

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四第一項において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ (略)

3 8 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十五条の二 法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行に関する事項

2・3 (略)

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ (略)

3 8 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十五条の二 法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行に関する事項

2・3 (略)

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当

該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

5・6（略）

（外国会社報告書の提出要件）

第十七条の二 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社（同項に規定する報告書提出外国会社をいう。次条から第十七条の九までにおいて同じ。）が有価証券報告書等（同項に規定する有価証券報告書等をいう。）に代えて外国会社報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2 法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。次号において同じ。）を開設する者

該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

5・6（略）

（新設）

二 外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された法第六十七條第二項に規定する店頭売買有価証券市場の性質を有する市場を開設する者

(外国会社報告書の提出等)

第十七條の三 法第二十四條第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社報告書及びその補足書類(同條第九項(法第二十七條において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する補足書類をいう。第十七條の九第二項第一号において同じ。)三通を関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四條第九項に規定する外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第八号様式及び第九号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」及び「7 財政状態及び経営成績の分析」

二 「第一部 企業情報」の「第6 経理の状況」の「1 財務書

3 法第二十四條第九項に規定する外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第八号様式又は第九号様式による有価証券報告書に記載すべき事項であつて、当該外国会社報告書に記載さ

(新設)

れていない事項のうち、前項各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したものとす。

4 法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第八号様式又は第九号様式による有価証券報告書に記載すべき事項のうち、外国会社報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二 当該有価証券報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社報告書の記載事項との対照表

三 当該外国会社報告書に記載された報告書提出外国会社の代表者が当該外国会社報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

四 当該報告書提出外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該外国会社報告書の提出に関する一切の行為につき当該報告書提出外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

五 第八号の二様式により作成した書面

5 前項第三号及び第四号に掲げる書面が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（外国会社報告書の提出期限の承認の手続等）

第十七条の四 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする報告書提出外国会社が令第四条の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載し

（新設）

た承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二 当該外国会社報告書に係る事業年度終了の日

三 当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行に関する事項

2| 第七条の規定は、報告書提出外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3| 第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款（財団たる報告書提出外国会社である場合は、その寄附行為）

二 当該承認申請書に記載された報告書提出外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該報告書提出外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該報告書提出外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

四 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

4| 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当

該報告書提出外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、外国会社報告書その事業年度経過後四月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る外国会社報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る外国会社報告書について、承認をするものとする。

5 | 前項の承認は、同項の報告書提出外国会社が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

6 | 第三項各号に掲げる書類及び前項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

第十七条の五、第十七条の七 (略)

(外国会社訂正報告書の提出要件)

第十七条の八 法第二十四条の二第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。)において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国において開示(同項に規定する外国において開示をいう。第十八条の四において同じ。)が行われている当該訂正報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの(次条第一項において「外国会社訂正報告書」という。)を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社訂正報告書の提出等)

第十七条の九 第十七条の三第一項及び第四項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、報告書提出外国会社が外国会社訂正報告書を提出する場合について準用する。

2 法第二十四条の二第四項において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとする。

- 一 訂正の対象となる外国会社報告書及びその補足書類の提出日
- 二 訂正の理由

第十七条の二、第十七条の四 (略)

(新設)

(新設)

三 訂正の箇所及び訂正の内容

(確認書の記載内容等)

第十七条の十 (略)

2 外国会社が提出する確認書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一 (略)

二 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該確認書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

3・4 (略)

(外国会社確認書の提出要件)

第十七条の十一 法第二十四条の四の二第六項において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、確認書を提出しなければならない外国会社が当該確認書に代えて外国会社確認書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社確認書の提出等)

第十七条の十二 法第二十四条の四の二第六項において準用する法第

(確認書の記載内容等)

第十七条の五 (略)

2 外国会社が提出する確認書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

一 (略)

二 当該確認書が、本邦内に住所を有する者に、当該確認書の提出に関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

3・4 (略)

(新設)

(新設)

二十四条第八項の規定により外国会社確認書を提出しようとする外国会社は、外国会社確認書及びその補足書類（法第二十四条の四の二第六項において準用する法第二十四条第九項に規定する補足書類をいう。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条の四の二第六項において準用する法第二十四条第九項に規定する外国会社確認書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の二様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 「1 有価証券発給申請書の記載内容の適正性に関する事項」

二 「2 簿記事項」

3 法第二十四条の四の二第六項において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第九号の二様式による確認書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社確認書の記載事項との対照表

二 金融庁長官が公益又は投資者保護の観点から必要と認めて指示する事項を日本語によつて記載したもの

4 第十七条の三第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項の規定は、法第二十四条の四の二第六項において準用する法第二十四条第八項の規定により外国会社が外国会社確認書を提出する場合について準用する。

(外国会社訂正確認書の提出要件)

第十七条の十三 法第二十四条の四の第三項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、訂正確認書（法第二十四条の四の第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条、第九条第一項及び第十条第一項に規定する訂正確認書をいう。以下この条において同じ。）を提出しなければならぬ外国会社が当該訂正確認書に代えて外国会社訂正確認書（法第二十四条の四の第三項において準用する法第二十四条第八項に規定する外国会社訂正確認書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社訂正確認書の提出等)

第十七条の十四 第十七条の三第四項（第五号に係る部分に限る。）及び第十七条の十二第一項の規定は、法第二十四条の四の第三項において準用する法第二十四条第八項の規定により外国会社が外国会社訂正確認書を提出する場合について準用する。

2 法第二十四条の四の三第三項において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日

(新設)

(新設)

本語によつて記載したものとす。

- 一 訂正の対象となる確認書の提出日
- 二 訂正の理由
- 三 訂正の箇所及び訂正の内容

第十七条の十五 (略)

(外国会社四半期報告書の提出要件)

第十七条の十六 法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社(同項に規定する報告書提出外国会社をいう。次条から第十七条の十九までにおいて同じ。)が四半期報告書に代えて外国会社四半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社四半期報告書の提出等)

第十七条の十七 法第二十四条の四の七第六項の規定により外国会社四半期報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社四半期報告書及びその補足書類(同条第七項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する補足書類をいう。第十七条の十九第二項第一号において同じ。)三通を関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に

第十七条の六 (略)

(新設)

(新設)

記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 財政状態及び経営成績の分析」

二 「第一部 企業情報」の「第6 経理の状況」の「1 四半期財務書類」

3 | 法第二十四条の四の七第七項に規定する外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項であつて、当該外国会社四半期報告書に記載されていない事項のうち、前項各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したものとす。

4 | 法第二十四条の四の七第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項のうち、外国会社四半期報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二 第九号の三様式による四半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社四半期報告書の記載事項との対照表

5 | 第十七条の三第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項の規定は、法第二十四条の四の七第六項の規定により報告書提出外国会社が外国会社四半期報告書を提出する場合について準用する。

(外国会社四半期訂正報告書の提出要件)

第十七条の十八 法第二十四条の四の七第十一項(法第二十七条において準用する法第二十四条の四の七第六項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国会社四半期訂正報告書(同項に規定する外国会社四半期訂正報告書をいう。次条第一項において同じ。)を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社四半期訂正報告書の提出等)

第十七条の十九 第十七条の三第四項(第五号に係る部分に限る。)及び第十七条の十七第一項の規定は、報告書提出外国会社が外国会社四半期訂正報告書を提出する場合について準用する。

2 法第二十四条の四の七第十一項において準用する同条第七項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとする。

一 訂正の対象となる外国会社四半期報告書及びその補足書類の提出日

二 訂正の理由

三 訂正の箇所及び訂正の内容

(新設)

(新設)

(外国会社半期報告書の提出要件)

第十八条の二 法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社（法第二十四条第八項に規定する報告書提出外国会社をいう。次条から第十八条の五までにおいて同じ。）が半期報告書に代えて外国会社半期報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

(外国会社半期報告書の提出等)

第十八条の三 法第二十四条の五第七項の規定により外国会社半期報告書を提出しようとする報告書提出外国会社は、外国会社半期報告書及びその補足書類（同条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する補足書類をいう。第十八条の五第二項第一号において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「1 業績等の概要」

二 「第一部 企業情報」の「第6 経理の状況」の「1 中間財務書類」

(新設)

(新設)

3 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式による半期報告書に記載すべき事項であつて、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち、前項各号に掲げる項目に記載すべき事項を日本語によつて記載したものとす。

4 法第二十四条の五第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第十号様式による半期報告書に記載すべき事項のうち、外国会社半期報告書に記載されていない事項（前項に規定するものを除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの

二 第十号様式による半期報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国会社半期報告書の記載事項との対照表

5 第十七条の三第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項の規定は、法第二十四条の五第七項の規定により報告書提出外国会社が外国会社半期報告書を提出する場合について準用する。

（外国会社半期訂正報告書の提出要件）

第十八条の四 法第二十四条の五第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第二十四条の五第七項に規定する内閣府令で定める場合は、報告書提出外国会社が訂正報告書に代えて外国において開示が行われている訂正報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの（次条

（新設）

第一項において「外国会社半期訂正報告書」という。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社半期訂正報告書の提出等）

第十八条の五 第十七条の三第四項（第五号に係る部分に限る。）及び第十八条の三第一項の規定は、報告書提出外国会社が外国会社半期訂正報告書を提出する場合について準用する。

2 法第二十四条の五第十二項において準用する同条第八項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によって記載したものとす。

一 訂正の対象となる外国会社半期報告書及びその補足書類の提出日

二 訂正の理由

三 訂正の箇所及び訂正の内容

（親会社等状況報告書を提出する非居住者の代理人）

第十九条の四 親会社等（法第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。以下同じ。）のうち非居住者（以下この条から第十九条の八まで及び第二十二条第三項において「外国親会社等」という。）

は、本邦内に住所を有する者であつて、親会社等状況報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国親会社等を代理する権限を有するものを定めなければならない。

（新設）

（親会社等状況報告書を提出する非居住者の代理人）

第十九条の四 親会社等（法第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。以下同じ。）のうち非居住者（以下この条から第十九条の六まで及び第二十二条第三項において「外国親会社等」という。）

は、本邦内に住所を有する者であつて、親会社等状況報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国親会社等を代理する権限を有するものを定めなければならない。

2 前項の規定は、外国親会社等が法第二十四条の七第五項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十九条の七及び第十九条の八において同じ。）において準用する法第二十四条第八項の規定により、親会社等状況報告書に記載すべき事項を記載した書類であつて英語で記載されたもの（第十九条の七及び第十九条の八において「外国親会社等状況報告書」という。）を提出しようとする場合について準用する。

（外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手続等）

第十九条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書を提出すべき外国親会社等が令第四条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務局長等に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 当該親会社等状況報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国親会社等の本国の法令又は慣行に関する事項

2 第十九条の四第一項の規定は、外国親会社等が前項の承認申請書を提出する場合について準用する。

3 （略）

4 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国親会社等が、その本国の法令又は慣行により、親会社等状況報告書をその事業年度経過後三月以内に提出できないと認めるときは

（新設）

（外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手続等）

第十九条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書を提出すべき外国親会社等が令第四条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務局長等に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 当該親会社等状況報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

2 第十九条の四の規定は、外国親会社等が前項の承認申請書を提出する場合について準用する。

3 （略）

4 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国親会社等が、その本国の法令又は慣行により、親会社等状況報告書をその事業年度経過後三月以内に提出できないと認めるときは

、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る親会社等状況報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る親会社等状況報告書について、承認をするものとする。

5・6（略）

（外国親会社等状況報告書の提出要件）

第十九条の七 法第二十四条の七第五項において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、親会社等状況報告書を提出しなければならない外国親会社等が親会社等状況報告書に代えて外国親会社等状況報告書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国親会社等状況報告書の提出等）

第十九条の八 法第二十四条の七第五項において準用する法第二十四条第八項の規定により外国親会社等状況報告書を提出しようとする外国親会社等は、外国親会社等状況報告書及びその補足書類（法第二十四条の七第五項において準用する法第二十四条第九項に規定する補足書類をいう。）三通を財務局長等に提出しなければならない

、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る親会社等状況報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る親会社等状況報告書について、承認をするものとする。

5・6（略）

（新設）

（新設）

2 | 法第二十四条の七第五項において準用する法第二十四条第九項に規定する外国親会社等状況報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号の三様式のうち「第2 平辨咄濫將」に記載すべき事項に相当する事項とする。

3 | 法第二十四条の七第五項において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 | 第十号の三様式による親会社等状況報告書に記載すべき事項のうち、外国親会社等状況報告書に記載されていない事項を日本語又は英語によつて記載したもの（前項に規定する事項が記載されていない場合は、日本語によつて記載したものに限る。）

二 | 第十号の三様式による親会社等状況報告書に記載すべき事項と当該事項に相当する外国親会社等状況報告書の記載事項との対照表

三 | 当該外国親会社等状況報告書に記載された外国親会社等の代表者が当該外国親会社等状況報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

四 | 当該外国親会社等が、本邦内に住所を有する者に、当該外国親会社等状況報告書の提出に関する一切の行為につき当該外国親会社等を代理する権限を付与したことを証する書面

五 | 第十号の四様式により作成した書面

4 | 前項第三号及び第四号に掲げる書面が日本語又は英語によつて記

載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第八号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】(2) 外国会社報告書 関東財務局長 平成 年 月 日</p> <p>【提出先】 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)</p> <p>【提出日】</p> <p>【事業年度】(3)</p> <p>【会社名】</p> <p>【代表者の役職氏名】</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【代理人の氏名又は名称】</p> <p>【代理人の住所又は所在地】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【総覧に供する場所】</p> <p>名称 (所在地)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般事項 日本語により提出する場合に使用する様式の記載に準じて記載すること。</p> <p>(2) 提出書類 提出しようとする書類が、外国会社報告書以外の書類である場合は当該書類の名称を記載すること。</p> <p>(3) 事業年度 提出しようとする書類が、外国会社四半期報告書である場合は「【事業年度】第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)」を「【四半期会計期間】第 期第 四半期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)」と読み替えて記載し、外国会社半期報告書である場合は「【事業年度】第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)」を「【中間会計期間】第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)」と読み替えて記載し、外国会社確認書である場合は、記載を要しない。</p> <p>(4) 最高財務責任者の役職氏名 提出しようとする書類が、外国会社確認書である場合は【代表者の役職氏名】の次に【最高財務責任者の役職氏名】の項目を設けて記載すること。記載に当たっては、第四号の二様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。</p>	<p>(新設)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第十号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 外国親会社等状況報告書</p> <p>【提出先】 財務（支）局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【事業年度】 第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</p> <p>【会社名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 _____</p> <p>【代理人の住所又は所在地】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【提出子会社名】 (1) _____</p> <p>【提出子会社代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【提出子会社本店の所在の場所】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 _____</p> <p>名称 _____</p> <p>(所在地) _____</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>以下に掲げるものを除き、第八号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1) 提出会社を親会社等とする提出子会社について記載すること。</p>	<p>(新設)</p>